

6 家庭生活の支援4(雇用・就業の促進)

(1) 雇用の状況

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障害者の雇用の促進等に関する法律により、民間の事業主は常用雇用労働者数の1.8%以上の障がいのある方を雇用しなければならないことになっています。

平成20年6月1日現在の障がい者雇用率は全国平均1.59%に対して、大分県は2.20%と障がいのある方の雇用が促進されています。

(2) 職業の紹介

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方の就職や採用についてのご相談は、まず公共職業安定所へご連絡ください。公共職業安定所では、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな職業相談を実施しています。

【公共職業安定所】

名称	所在地	電話 / FAX
大分公共職業安定所	〒870-8555 大分市都町 4-1-20	097-538-8609/537-2839
別府公共職業安定所	〒874-0902 別府市青山町 11-22	0977-23-8609/ 24-2883
中津公共職業安定所	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609/ 22-5469
日田公共職業安定所	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609/ 23-4125
佐伯公共職業安定所	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28	0972-24-8609/ 22-0595
宇佐公共職業安定所	〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1	0978-32-8609/ 32-1648
豊後大野公共職業安定所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9	0974-22-8609/ 22-8608

(3) トライアル雇用(試行雇用)

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方を一定期間試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適正や能力などを見極めるとともに、事業主と障がいのある方の相互理解を深めていただき、常用雇用への移行や雇用機会の創出を図るもので、ハローワークの紹介が必要です。

* トライアル雇用の実施に当たっては、雇用保険の適用事業主であることや障がいのある方と雇用契約を結ぶ等の条件があります。

* トライアル雇用期間：最長3か月

* 試行雇用奨励金：1人につき月額(原則)40,000円

問い合わせ先：各公共職業安定所(上記を参照してください)

(4) 職業訓練

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方の就職を容易にし、職業の自立を図るための訓練を職業能力開発校で行っています。

【障がい者職業能力開発校】《身体障がいのある方・知的障がいのある方》

訓練校名	定員	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
福岡障害者職業能力開発校	150	1年 (一部2年)	4月	北九州市若松区蛸住 1728-1	093-741-5431/ 093-741-1340
鹿児島障害者職業能力開発校	100	1年	4月	薩摩川内市入来町浦之名 1432	0996-44-2206/ 0996-44-2207

(九州内のみ記載)

【職業能力開発校】《身体障がいのある方》

訓練校名	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
大分県立大分高等技術専門校	1年 (一部2年)	4月	〒870-1141 大分市下宗方 1035-1	097-542-3411 097-586-1121
大分県立佐伯高等技術専門校	1年	4月	〒876-0822 佐伯市西浜 8-31	0972-22-0767 0972-22-0773
大分県立日田高等技術専門校	1年	4月	〒877-0084 日田市朝日ヶ丘 576-10	0973-22-0789 0973-22-6405
大分県竹工芸・訓練支援センター	1年	4月	〒874-0836 別府市東荘園 3-3	0977-23-3609 0977-26-5969

* 健常者と同じ訓練を受けられる人は入校できます。

* 訓練費用：無料（一部、実費負担有）

* 訓練手当：公共職業安定所の受講指示により入校した人のうち一定の条件を満たす場合には、訓練手当が支給されます。

【委託訓練】《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方が就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を企業・社会福祉法人等に委託して実施します。

訓練校名	科名	定員	訓練期間	所在地等
大分県立大分高等技術専門校 大分県竹工芸・訓練支援センター	基礎・実務科	10名	最大6か月	上記参照
大分県立大分高等技術専門校	パソコン科	20名	3か月	
大分県立大分高等技術専門校 大分県竹工芸・訓練支援センター 大分県立佐伯高等技術専門校 大分県立日田高等技術専門校	就労訓練科	30名	原則3か月	

* 大分県立大分高等技術専門校、大分県立佐伯高等技術専門校、大分県立日田高等技術専門校、大分県竹工芸・訓練支援センターへの入校が必要です。

問い合わせ先：県商工労働部雇用・人材育成課

(電話 097-506-3342(直通)、097-536-1111(代表)、内線 3341、3342、3345)
(FAX 097-506-1756)

(5) 職場適応訓練

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方が職場環境に適応することを容易にするため、公共職業安定所の受講指示により民間事業所に委託して訓練をしています。

* 訓練期間：原則として6か月以内（重度障がいのある方は1年）

* 訓練手当：訓練生には訓練手当が支給されます。

また、事業主には訓練生1人につき24,000円の委託費が支給されます。

（重度障がいのある方の場合25,000円）

問い合わせ先：県商工労働部雇用・人材育成課

（電話 097-506-3345(直通)、097-536-1111(代表)、内線 3341、3342、3345）

（FAX 097-506-1756）

(6) 障害者職業センター

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方の職業能力の評価と適職の判定を行い、社会復帰を促進するための施設です。

名称	所在地	電話/FAX
大分障害者職業センター	〒874-0905 別府市上野口町 3088-170	0977-25-9035 0977-25-9042

(7) 障害者就業・生活支援センター

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

P 1 6 を参照してください。

(8) (財)大分県総合雇用推進協会

《身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方》

障がいのある方の職業自立と勤労意欲の向上及び事業主に対する雇用促進に関する啓発・指導援助を行い、障がいのある方の雇用に貢献することを目的としています。

名称	所在地	電話/FAX
(財)大分県総合雇用推進協会 (障害対策部)	〒870-0026 大分市金池町 1-1-1 大交セントラルビル 3階	097-532-3180 097-536-7660

(9) 身体障害者福祉工場

《身体障がいのある方》

作業能力がありながら職場の設備・構造、通勤時の交通事情等のため、一般企業に雇用されることの困難な重度障がいのある方のための職場です。

P 6 8 を参照してください。

(10) 知的障害者福祉工場

《知的障がいのある方》

作業能力はあるものの対人関係や健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる知的障がいのある方を雇用し、生活指導・健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的とした施設です。

P 6 8 を参照してください。

(11) 精神障がい者社会適応訓練

《精神障がいのある方》

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がいのある方のために、民間事業所に委託して、社会生活適応に必要な訓練を行っています。

* 訓練期間：6 か月ごとに更新（最長3年間）

* 訓練手当：事業主に対して1日2,000円（月額40,000円上限）の委託費が支給されます。

問い合わせ先：保健所

P 7 2 を参照してください。